## 鳥取県告示第51号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年3月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年2月5日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 申請のあった年月日
  平成20年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人タチカワプラザ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 吉村 繁美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市立川町五丁目 256
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、認知症の高齢者に対して、介護保険に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。